

概要版

あかし男女共同参画プラン きらめきプラン21

平成23(2011)年4月

明 石 市

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

本市においては、平成6（1994）年に「あかし女性プラン」を策定し、男女平等を基本とした施策を推進してきました。この女性プランを継承しながら発展的に改訂し、平成13（2001）年には「あかし男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ体系的に施策の推進を行ってきました。これまでの取り組みにより、男女共同参画に関する意識に若干の変化は認められますが、依然として男女の不平等感が残るなど課題があります。また、人権侵害であるDV（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」と記しています。）の問題や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの新たな課題に対応していく必要もあります。

このような現状を踏まえ、新たな「あかし男女共同参画プラン」を策定することとしました。

計画の役割

「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画であり、明石市第5次長期総合計画を上位計画とした個別計画の一つとして位置づけ、男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進する役割を担っています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を含んでいます。本市におけるDVの防止及び被害者の保護と自立のための施策の実施について定めています。

さらに、本計画に基づく具体事業レベルの実施計画を策定します。

計画の期間

平成23（2011）年度から平成32（2020）年度の10年間とします。ただし、社会状況等の変化によって、柔軟に見直しを行うこととします。



基本理念

女性も男性も誰もがお互いを尊重し認め合いながら、あらゆる場に対等な立場で参画し、ともに責任を分かち合い、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現



基本的な視点

基本理念を踏まえて、次の3つの視点をもって本計画を推進します。

視点 ① 男女の人権の尊重

男女が仕事、家庭、地域生活など社会のあらゆる場において個人としての尊厳が重んじられ、性別に関わりなくそれぞれの個性と能力を発揮し、また多様な価値観や生き方などが尊重される中で夢や希望を抱くことができる男女共同参画社会の実現をめざします。

視点 ② 参画と協働のまちづくりの推進

平成 22 (2010) 年 4 月施行の明石市自治基本条例にある「参画と協働のまちづくり」の考え方は、男女共同参画社会を実現するにあたって不可欠となることから、市民、事業所、行政などが参加・参画しやすい機会づくりや情報提供等を通じて、互いに対等に協力・連携し、またそれぞれが果たすべき役割と責任を自覚し、まちづくりを推進します。

視点 ③ エンパワメントの推進

女性においては社会参画の機会が男性と比較してまだまだ十分とは言えない状況にあり、経済的、社会的により一層力をつけることをめざした取り組みが必要となっています。また、男性については、意識の変化だけではなく行動がともないやすくなるように、主に家事・育児・介護といった家庭生活や地域生活への参画を通して、生活者としての力をつけられるような働きかけが必要となっています。

このようなことから、男女が、ともに参加・参画して社会をつくる主体となるために、男女それぞれが自ら意識を高め、一人ひとりの個性と能力を磨くことができるよう取り組んでいきます。

基本計画



基本目標

1

男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、男女が主体的に生きるための多様な選択や、能力を発揮する上で妨げになるものです。

これらの意識を解消し、それぞれが責任を分かち合いながら、活力ある社会をつくっていけるように、男女平等・男女共同参画・人権尊重に向けた意識啓発に取り組みます。特に、男女共同参画社会は男性にとっても暮らしやすい社会であるという男女共同参画の意義を広く浸透させていきます。

用語説明

- **固定的な性別役割分担**: 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
- **エンパワーメント**: 本来の一人ひとりの潜在的な能力を生かして、力をつけていくことです。

①男女共同参画に向けた意識啓発の推進

- ・男女共同参画についての意識啓発の推進
- ・男女共同参画に関する情報収集・提供の推進

②政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大

- ・審議会・委員会等への女性の参画の促進
- ・事業所・団体等における女性の登用促進

③男女平等と自立をめざした教育の推進

- ・保育所・幼稚園・学校等での意識啓発の推進
- ・男女平等と自立をめざした生涯学習の推進

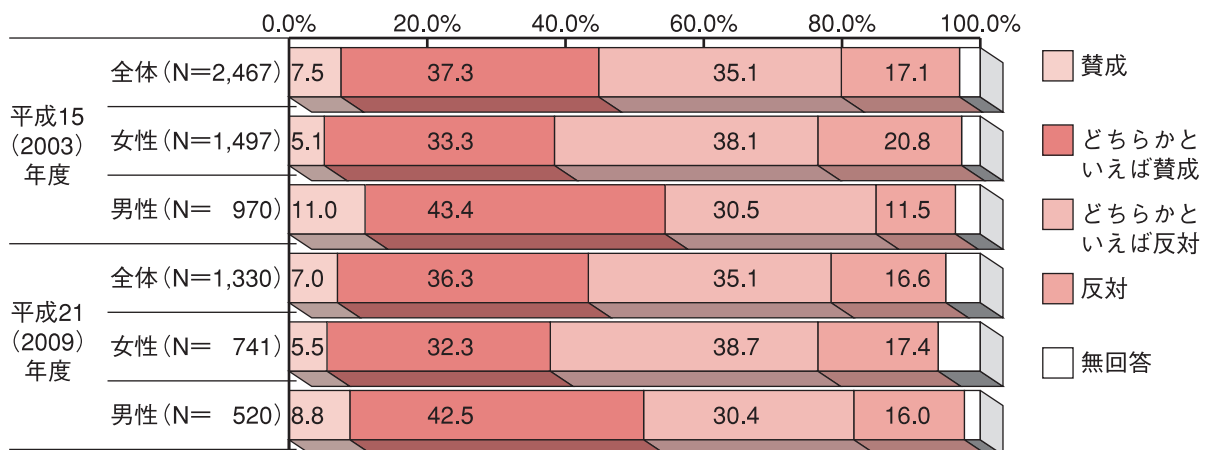
④あらゆる場面における男女の人権の尊重

- ・メディアにおける人権の尊重
- ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けての啓発の推進
- ・国際理解と国際化への対応

⑤女性のエンパワーメントの推進

- ・エンパワーメントに向けての啓発活動、学習機会等の拡充
- ・女性団体等のネットワークの促進

● 性別役割分担意識についての考え



【資料】平成15(2003)年度とは明石市「市民意識調査」(平成15(2003)年度)のこと。
平成21(2009)年度とは明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21(2009)年度)のこと。

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

～ 明石市配偶者等からの暴力対策基本計画 ～

配偶者やパートナーからの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて克服していかなければならない重要な課題です。

関係機関との連携を強化し、DVの防止及び被害者の保護と自立のための施策に取り組みます。

さらに、若者がデートDVの被害者・加害者とならないために学校などで教育・啓発を行う等、配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを強化します。

用語説明

●**DV（ドメスティック・バイオレンス）**：配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などの他、「大声でどなる」「無視」といった精神的暴力があります。

●**デートDV**：若年層で問題になっている恋人関係にある人からの暴力。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力などの他、「携帯電話をチェックする」「友達との付き合いを制限する」といった社会的暴力があります。

① DV防止に向けた啓発・教育の推進

- ・家庭や地域への啓発の推進
- ・学校等への啓発・教育の推進

② 相談体制の充実

- ・各種相談窓口の充実
- ・相談員等の資質の向上と二次的被害の防止
- ・相談窓口の市民への周知

③ 被害者の安全確保

- ・緊急時における被害者の安全確保
- ・被害者等の情報管理の徹底
- ・広域連携の強化

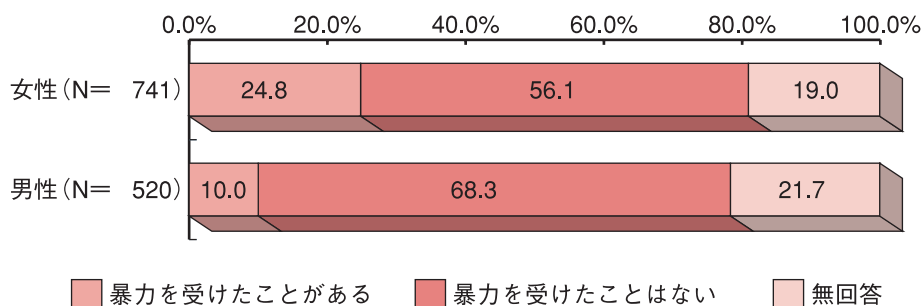
④ 自立に向けての支援の充実

- ・生活の安定に向けた支援
- ・経済的自立に向けた支援
- ・心理的ケアの充実

⑤ 関係機関との連携強化

- ・関係機関・関係各課の連携強化
- ・広域関係機関との連携強化

● DVの経験



* 「暴力を受けたことがある」とは「なぐられたり、けられたりした」「首をしめるなど命の危険を感じるほど暴力をふるわれた」「大声でどなったり、ののしられた」「何を言っても、無視された」「実家の親・きょうだい、友人との付き合いをいやがられたり、禁止された」「電話やメールをチェックされたり、手紙を開封されたりした」「生活費を渡されなかった」「お金を取り上げたり、金の使い道を細かくチェックされた」「気がすまないと伝えているのにセックスさせられた」「避妊に協力してくれなかったり、中絶を強要された」のいずれかを回答した人です。

【資料】明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成21（2009）年度）

基本目標

3

生活の場における男女共同参画の促進

仕事や家庭生活のどちらかに偏った生活ではなく、家庭生活、地域活動と仕事との調和が保たれた生活の実現を男女問わず多くの市民が求めています。

一人ひとりの意見が家庭や地域の中で対等に反映され、それぞれの個性と能力が発揮されるような環境づくりをめざして、男女がともに家事・育児・介護を担い、また、性別や年齢にかかわらず地域活動へ参画することができるよう意識啓発や学習機会の充実に努めます。

①仕事と生活の調和に向けた生活の場での取り組みの推進

- ・市民への啓発と相談窓口の充実
- ・子育て支援策の充実
- ・介護支援策の充実

②家庭生活における男女共同参画の促進

- ・男女がともに担う家事・育児・介護等についての学習・啓発の促進
- ・男性の家庭生活における自立に向けた学習・啓発の促進

③地域活動における男女共同参画の促進

- ・地域活動における男女共同参画の促進
- ・地域活動における地域リーダーの育成・登用の促進

基本目標

4

働く場における男女共同参画の推進

仕事と生活の調和に向け、働く場における男女共同参画を推進します。

「結婚・子育てを機に仕事を辞める女性が多い」「男性が育児休業を取得しづらい」等、ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方を選択する上での課題に対して、一人ひとりの働き方の見直しが図られるような意識啓発や情報提供、両立支援のための施策の充実に取り組みます。さらに、男女がともに働きやすい環境の整備と働く場における男女の均等な機会と待遇の確保に向けて啓発に努めます。

①仕事と生活の調和に向けた働く場での取り組みの推進

- ・働き方の見直し等の啓発の推進
- ・両立支援のための子育て・介護支援策の充実

②働く場における男女平等の実現

- ・男女の均等な雇用機会・待遇の確保のための啓発

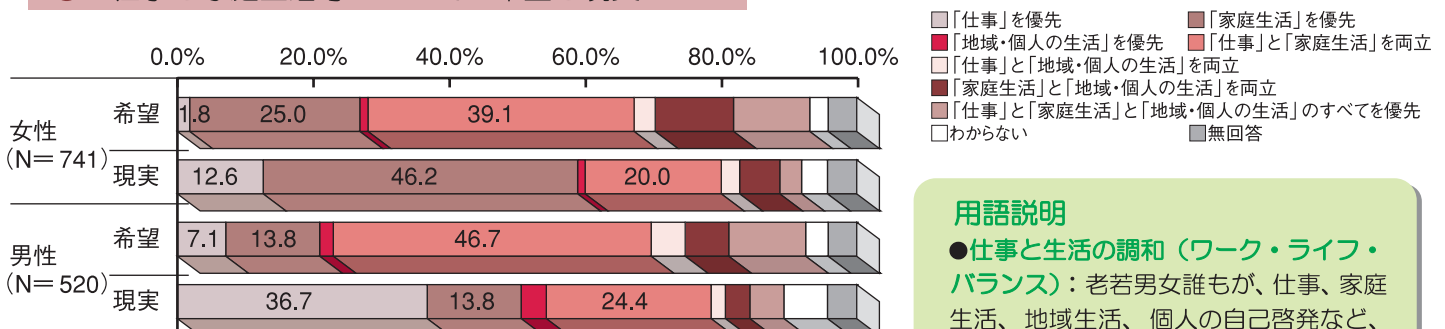
③多様な就労形態を可能にする条件整備の促進

- ・多様で柔軟な働き方を可能にする情報提供の充実
- ・女性の就労支援体制の充実

④農・漁業及び商工業等自営業での働きやすい環境づくり

- ・経営等意思決定の場への女性参画の推進

● 仕事と家庭生活等についての希望と現実



【資料】明石市「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成21(2009)年度)

用語説明

●仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス): 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることです。



基本目標

5

生涯にわたる健康の保持・増進と福祉の充実

男女が互いに心身の健康について正しい知識を身につけ、主体的に自己管理が行えるように、性別や年代に応じた情報提供、相談体制など健康づくりの支援を推進していきます。

また、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭等の人が、性別によってさらに困難な状況にならないよう、自立に向けた支援と、安心して暮らしていけるように、男女共同参画の視点に立った福祉の充実に努めます。

①「こころ」と「からだ」の健康の保持・増進

- ・母性の保護と母子保健の充実
- ・生涯を通じた男女の健康保持・増進対策の推進
- ・性に関する教育・啓発・相談の推進
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透
- ・こころの健康づくりに関する啓発・相談の推進

②社会的な援助を必要とする男女への自立支援の推進

- ・高齢者の生活安定と自立支援、家族介護者に対する支援の促進
- ・障害のある人の生活安定と自立支援、家族介護者に対する支援の促進
- ・ひとり親家庭の生活安定と自立支援の促進
- ・低所得者の生活安定と自立支援の促進
- ・児童や高齢者に対する虐待防止対策の推進

用語説明

●**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ**:1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。女性が自分の健康を主体的に確保することをめざすもので、具体的には、いつ何人子どもを産む、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産を自分で決める自由と権利などがあげられます。

基本目標

6

施策の推進体制・進行管理の充実

男女共同参画にかかわる施策は広い範囲にわたり、内容も多様であるため、これまで以上に市役所全体で施策の推進に取り組むとともに、関係機関、市民、団体、事業所との連携の強化を図っていきます。

また、学識経験者、市民、関係機関等からなるあかし男女共同参画プラン推進懇話会での検証や実施計画において数値目標を設定するなど、より具体の進捗状況の点検を行います。

①施策の推進体制・進行管理の充実

- ・施策推進体制の充実
- ・国・県・近隣市町等との連携の推進
- ・施策推進状況に関するチェック機能の整備と情報公開の推進

②市民参加・参画体制の整備

- ・市民団体等との連携強化

● あかし男女共同参画プラン指標（数値目標）

指標名	現況値	目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」「どちらかといえば反対」と感じている市民の割合 (平成21年度)	51.7%	70%
審議会等の女性委員の割合 (地自法202の3関係、法令、条例設置) (平成22年4月)	18.5%	30%
女性委員のいない審議会の数 (地自法202の3関係、法令、条例設置) (平成22年4月)	9	0
DV防止法の周知度 (平成21年度)	57.5%	80%
DVを受けた時、警察や公的及び民間の相談機関に相談した割合 (平成21年度)	4.7%	30%

※第4期実施計画より抜粋。目標値は平成27年度末までにめざす数値。

あかし男女共同参画プラン

きらめきプラン21

概要版

発行 明石市コミュニティ推進部男女共同参画課
〒673-0886 明石市東仲ノ町6番1号 アスピア明石北館7階
TEL : 078-918-5611 FAX : 078-918-5617
E-mail: danjyo@city.akashi.lg.jp